

令和7年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

◇請願

受理なし

◇陳情

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	7陳情 第1号	R7.9.26	自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情	<p>2022年頃から自宅内の放射線と電界磁界の数値が標準値を超えており、尋常でない数値が毎日計測されている。国や県が定めた安全基準を超えており、市民生活に不安を抱えている。</p> <p>その為、年々日を追うごとに体調を崩し、この状態が続けば重篤な病気、突然死に至りかねない。</p> <p>高い数値が出ている際には強い吐き気と痛み、身体的な不調を感じ、数値の低い時には身体が楽になる。</p> <p>またブレーカーを落とすと体が楽になるが、その状態では生活がままならない。</p> <p>最近、中学生が楽天モバイルへのハッキングを行い不正ログイン容疑で逮捕された事件もあった。中学生でさえ簡単にスマホを使い犯罪を起こすことを考えるとなれば、違法電波を発生させる犯罪も考えられる。</p> <p>現代では携帯電話基地局からの携帯回線、Wi-Fi、赤外線センサーなどの目には見えない電波の種類も強度も物凄い進歩を遂げている筈である。</p> <p>計測せずにどれほどの数値の中生活をしているのかはわからない。</p> <p>訴えのある世帯の計測実施、近隣電気系統の調査等、市民の生活を脅かす強い電波への新しい法律の制定に向けて国や都に意見書の提出をお願いする。</p>	生活環境 常任委員会	R7.12.22	不採択
2	7陳情 第2号	R7.11.21	学校給食の食器に関する陳情	多摩市が建設する新しい学校給食センターで使用する食器について、子どもたちの食育の視点と環境への配慮に基づいた選定にしてほしい。	子ども教育 常任委員会	R7.12.22	趣旨採択

◇郵送陳情

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	7郵送陳情 第1号	R7.1.7	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情	<p>市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについて、以下の2点を提案する。</p> <p>1 自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する</p> <p>2 「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう</p>		R7.2.26	議長報告
2	7郵送陳情 第2号	R7.1.8	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるように、図をつくり、自治体のホームページで公開してほしい。「議案の審議結果」「意見書・決議の審議結果」「請願・陳情の審議結果」について、そしてほしい。また、それを見やすいものにしてほしい。			R7.2.26	議長報告
3	7郵送陳情 第3号	R7.1.22	国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出に関する陳情	国に対し、防衛力強化に資する対外的情報省を設立し、日本の政治、経済、文化の中心で、国際都市、東京に存在する横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書を提出してほしい。		R7.2.26	議長報告
4	7郵送陳情 第4号	R7.2.17	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本當ないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するよう行政に求めてほしい。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してほしい。		R7.2.26	議長報告
5	7郵送陳情 第5号	R7.6.2	電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求める陳情	スマホが普及し、今から15年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響、電磁波過敏症に関しては一向に法整備なく対策もせず、今日に至っていますが、最近では、5Gとなり悪影響を訴える人が広がっています、その中に集団ストーカー犯罪を訴える方が、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、過敏症+攻撃被害を叫ぶ方が増えています。日本全国に電磁波過敏症の被害者は5万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は2万人点在していると言われています。それに対して行政は不知で対策を考えていません、そこで調査（専門調査研究部門を設置）と対策（診断を出せる医師育成）と保護支援（保障制度、公的保険の適用）を求め、国に対し法改正・法整備を求めます。		R7.6.26	議長報告

令和7年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

6	7郵送陳情 第6号	R7.7.28	防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情	国に対し、有事に備え農林水産省所管の食糧備蓄経費を防衛関連予算から支出し、国民が1年間食する事が出来るように食糧備蓄を大幅に増やす意見書を提出すること。		R7.9.1	議長報告
7	7郵送陳情 第7号	R7.8.4	市民に対して国民健康保険の資格確認書を一斉交付するよう求める陳情	多摩市において、国民健康保険の加入者については、マイナ保険証保有の有無にかかわらず「資格確認書」の一斉交付を求める。		R7.9.1	議長報告
8	7郵送陳情 第8号	R7.11.18	多摩市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情	多摩市内の小・中学校における「いじめ」の発生件数を減らすために、下記事項を実施願いたい。 1 多摩市内の小・中学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、多摩市のホームページ内の目に付きやすいところに公開すること。 2 その数値から数値目標を設定し、それもホームページで公開し、市民と共有すること。 3 市民と協力し、その目標を達成する努力をすること。		R7.12.1	議長報告
9	7郵送陳情 第9号	R7.11.18	「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出についての陳情	日本には、外国人による土地購入を規制する法律がない。そのため、外国人が、全国各地の土地を購入している現状がある。 外国人による土地購入が進むと、安全保障上の問題等があるため、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書を国に提出していただきたい。		R7.12.1	議長報告
10	7郵送陳情 第10号	R7.11.18	「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出についての陳情	現在、外国籍を持つ公務員が増えているが、私は、安全保障上の理由から、これは大変危険なことだと考えている。 そこで、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書を、国に提出していただきたい。		R7.12.1	議長報告
11	7郵送陳情 第11号	R7.11.21	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国へ提出することについて陳情する。		R7.12.1	議長報告
12	7郵送陳情 第12号	R7.12.18	地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することに関する陳情	多摩市議会が、国会、内閣、財務省及び消費者庁に対し、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、下記の施策を求める意見書を提出することを採択していただきたく、陳情する。 1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人事費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。 2 P I O – N E T 刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。 3 消費生活相談情報の聴取及び P I O – N E T 登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。			

◇政策提案

受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果		
1	7政策提案 第1号	R7.11.25	多摩市役所本庁舎建替にかかる基本設計以降の取り組みに関する市民政策提案	2026年度着手予定の「多摩市役所本庁舎建替基本設計」に当たり、以下の3点を提案する。 (1) 行政資料室など新庁舎における情報提供機能及びシティプロモーション機能発揮のための要件を明確にし、計画的にその実現を図るよう、基本設計段階から議会も行政部署と連携し推進役となること。 (2) 新庁舎に求められる専門的サービスにつき、市民の目線に立ってその提供機能を十分に引き出せるよう、基本設計段階から議会も行政部署と連携し推進役となること。 (3) 質素な中にも、新庁舎が議会・行政・市民や来庁者に利用しやすく、同時に市民の誇り（シビックプライド）に繋がる基本設計となるよう、議会も行政部署と連携し推進役となること。	多摩市役所 新庁舎建設等 特別委員会	R7.12.22	審議未了

令和7年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

審議結果について

○採択、不採択

採択とは、内容について願意が妥当であり、法令上や行財政上も実現性があるような場合、議会としてこれに賛同するという意味の意思決定をいう。
不採択とは、これを否認する意味の意思決定をいう。

○趣旨採択

趣旨採択とは、法令上や行財政上の実現性やその他の事情により全面的に採択するには難しいが、
内容について部分的に賛同できる場合や趣旨としては理解できる場合など、不採択とするにも難しい際に、
「趣旨には賛成である」という意味の意思決定をいう。

○意見書

多摩市議会では、意見書については全員一致で賛成（採択又は趣旨採択）の場合のみ提出することとしています。請願等の審査を付託した委員会において全員の賛成ではなかった場合、意見書の提出は行いません。

○閉会中の審査

議会の会期末に審査を付託し、閉会中、また次の会期までに審査をするものとした場合をいう。

○閉会中の継続審査

議会の会期中に結論が出ず、さらに内容を調査・検討するため、次の会期までなお継続して審査をするものとした場合をいう。

○審議未了

議会の会期中に結論が出ず、継続審査の決定もされないまま会期を終えるに至った場合をいう。
審議未了となった場合には廃案となる。

○議長報告

会議の議題とせず、議長が全議員に受付した文書の写しを配付し報告した場合をいう。